

# 地方公務員等共済組合法施行令等 の改正案について

## 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下、「一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号。以下、「改正地共済法」という。）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）等の一部の改正を行う。

### 1 改正概要

#### (1) 一元化法による主な改正事項

##### イ 共済年金（長期給付）に関する規定の削除

- ・ 現行の共済年金に係る規定について削除。

##### ロ 制度的差異の解消（標準報酬制の導入、長の加算特例の廃止、在職支給停止等）

- ・ 給付額の算定基準について現行の給料をベースとした「手当率制」から、厚生年金等で採用されている「標準報酬制」に移行することに伴い規定を整備。
- ・ 現行、長の期間が 12 年以上の場合には退職共済年金の額に一定額を加算していた長の加算特例について廃止することから、現行の規定を削除。（経過措置については、経過措置政令で手当。）
- ・ 一元化後の在職支給停止については、厚生年金保険法の規定に基づいて行われることとなることから現行規定を削除。

##### ハ 厚生年金保険給付組合積立金等の管理及び運用

- ・ 積立金の管理運用に関し必要な事項（資金の運用方法等）について規定。

#### (2) 改正地共済法による改正事項

##### イ 退職等年金給付に係る政令委任事項の規定を整備

- ・ 付与率、基準利率、年金現価率並びに標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めるために法で規定されている事情のほか勘案すべき事情について規定。
- ・ 退職年金の繰上げ・繰下げの請求があった際に必要な事項、その他技術的な読替え等について規定。
- ・ 給付制限（禁固以上の刑や懲戒処分を受けた組合員の年金の支給停止等）について規定。

##### ロ 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

- ・ 積立金の運用に関し必要な事項（資金の運用方法等）について規定。

##### ハ 国・地方の財政調整（財政調整拠出金等）

- ・ 退職等年金給付に係る財政調整に関して必要な規定を整備。

### 2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令案の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下、「一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号。以下、「改正地共済法」という。）の施行に伴い、改正前の地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する所要の経過措置の整備を行う。

### 1 改正概要

#### (1) 一元化法の施行に伴う主な経過措置

##### イ 積立金の当初額

- ・一元化法施行時に現行の長期給付積立金を厚生年金保険給付積立金及び経過的長期給付積立金に仕分ける当初額を算定するにあたり必要な規定を整備。
- ・地共済の組合別の積立金の当初額の算定に関し必要な規定を整備。

##### ロ 旧職域部分（未裁定者）に係る経過措置

- ・旧職域階部分については、一元化法施行後においても、施行日前の組合員期間に応じて改正前地共済法に基づき支給されるが、基本的には厚生年金と併せて支給されることから、その取扱いを合わせること等、必要な規定を整備。

##### ハ 改正前地共済法による年金（既裁定者）に係る経過措置

- ・一元化法施行前に共済年金の受給権が発生している者には、引き続き改正前地共済法に基づく年金が支給されるが、その際に必要な規定を整備。（一部の規定は厚生年金保険法を適用。）
- ・在職支給停止について、厚生年金保険給付相当部分には、厚生年金保険法が適用されることから、その算定に際し必要な規定を整備。

##### ニ 併給調整の経過措置（退職等年金給付及び旧職域部分等）

- ・退職等年金給付と旧職域部分の両方の受給権を有する者については、併給調整により一部支給停止を行うため、その際必要な規定を整備。

##### ホ 追加費用期間を有する者（一元化後の新規裁定者）に係る年金額の削減

- ・一元化後に年金受給権を有することとなる追加費用期間を有する者について、厚生年金保険法計算による年金及び年金額の削減を行うために必要な規定を整備。

##### ヘ 経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用

- ・積立金の運用に関し必要な事項（資金の運用方法等）について規定。

#### (2) 改正地共済法の施行に伴う経過措置

##### イ 改正地共済法附則（経過措置）に定める政令委任事項を規定

### 2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

## 一元化に伴う政令案の改正内容について

### ◆地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案

#### 1 (1) ハ 厚生年金保険給付組合積立金等の管理及び運用

#### 1 (2) ロ 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

- ・一元化後に組合等が運用することとなる厚生年金保険給付組合積立金等（厚生年金保険給付相当部分）及び退職等年金給付組合積立金等（「年金払い退職給付」相当部分）について、その運用方法等を地共済令で定めるもの。

① 厚生年金保険給付組合積立金等及び退職等年金給付組合積立金等の運用においては、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団）で共同して積立金の資産の構成の目標を定め、この目標に即して管理及び運用の方針を定め、当該方針に基づき運用を行うこととなる。（法律事項）

② 政令に規定する具体的な運用対象資産等については、GPIFと同様の運用対象に加え、現行の地共済令において規定されている共済独自資産等とする。

#### 1 (2) イ 退職等年金給付に係る事項

##### ○ 付与率、基準利率、年金現価率並びに標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「掛金率」という。）を定める際に勘案すべき事情

- ・退職等年金給付の給付水準及び費用負担に関し、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされている以下に掲げる率の設定にあたっては、法律で規定されている事情（赤字）のほか、勘案すべき事情を政令で定めることとされている。

##### <付与率>

・退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること（法律事項）

- ・国家公務員共済組合法による退職等年金給付
- ・国と地方の積立金基準額の合計額と国と地方の積立金の合計額が将来にわたり均衡すること
- ・その他の総務大臣の定める事情

##### <基準利率>

・国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通し（法律事項）

- ・国の退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通し
- ・その他の総務大臣の定める事情

##### <年金現価率>

・基準利率、死亡率の状況及びその見通し（法律事項）

- ・国家公務員共済組合法に規定する基準利率
- ・国家公務員共済組合の死亡率の状況及びその見通し

- ・国と地方の積立金基準額の合計額と国と地方の積立金の合計額が将来にわたり均衡すること
  - ・その他の総務大臣の定める事情
- ※年金現価率には、終身年金現価率と有期年金現価率があるが、「死亡率の状況及びその見通し」については、終身年金現価率のみ。

#### <掛 金 率>

##### ・公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況（法律事項）

- ・国家公務員共済組合法に規定する付与率
- ・同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況
- ・国と地方の積立金基準額の合計額と国と地方の積立金の合計額が将来にわたり均衡すること
- ・その他の総務大臣が定める事情

#### ○ 給付制限関係

##### ・掛金等について、納付期限までに完納されないときは、地共済法の規定により給付の一部を制限できることとされている。（法律事項）

- ・具体的には、納付期限の翌日から未納掛金を完納した日の前日までの日数に応じて、当該未納掛金につき年 14.6%の割合で計算した金額の給付制限を行うもの。
- ※給付金から当該未納掛金及び総務省令で定める額を控除した額の範囲内で行う。

### ◆被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令案

#### 1（1）ロ 旧職域部分（未裁定者）に係る経過措置

##### <支払未済の給付の受給者の特例>

- ・現行の地共済法と改正後の厚生年金保険法において、未支給年金の対象者の範囲が異なっていることから、厚生年金に合わせる手当てを講じる。

##### <遺族共済年金に係る取扱い>

- ・現行の地共済法と改正後の厚生年金保険法において、遺族年金に係る取扱いに差異があることから、以下のとおり厚生年金に合わせる手当てを講じる。

##### ◆年齢要件

地 共 済：夫・父母・祖父母について受給権発生時における年齢要件はない  
 厚生年金：上記の者が 55 歳未満である場合、受給権は発生しない

##### ◆若年停止

地 共 済：障害のある夫・父母・祖父母については 60 歳以下でも支給停止しない

厚生年金：上記に該当する場合でも 60 歳まで支給停止

#### ◆失 権

地 共 済：障害のある子又は孫は 20 歳になった場合でも失権しない  
厚生年金：上記の者については 20 歳で失権

#### <端数の処理>

- ・改正後の厚生年金保険法による保険給付の裁定又は額の改定については、1 円単位で端数処理を行う（50 銭未満の場合の端数がある場合は切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、1 円に切り上げる）こととされたことに伴い、厚生年金に合わせる手当てを講じる。

#### <在職支給停止>

- ・退職共済年金、障害共済年金に係る在職支給停止については、現行と同じ以下の取扱いとする。  
組合員である場合：在職支給停止の計算に含めないこととし、全額停止  
それ以外の場合：在職支給停止の計算に含めないこととし、全額支給

### 1（1）ハ 改正前地共済法による年金（既裁定者）に係る経過措置

#### <支払未済の給付の受給者の特例>

- ・現行の地共済法と改正後の厚生年金保険法において、未支給年金の対象者の範囲が異なっていることから、厚生年金に合わせる手当てを講じる。  
※旧職域部分（未裁定者）に係る整理と同じ。

#### <繰下げ申出に係る経過措置>

- ・一元化後に裁定される 2 以上種別の老齢厚生年金については、繰下げ申出は同時のタイミングでしか行えないこととのバランス及び各実施機関の事務手続きの煩雑さ等を避けるため、一元化後の老齢厚生年金の取扱いに合わせ、既裁定の退職共済年金についても老齢厚生年金（又は私学の既裁定の退職共済年金）と同時のタイミングでしか繰下げできないこととする。

#### <端数の処理>

- ・改正後の厚生年金保険法による保険給付の裁定又は額の改定については、1 円単位で端数処理を行う（50 銭未満の場合の端数がある場合は切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、1 円に切り上げる）こととされたことに伴い、厚生年金に合わせる手当てを講じる。なお、施行時期については平成 28 年 4 月の額改定時を予定している。  
※旧職域部分（未裁定者）に係る整理と同じ。

#### <在職支給停止>

- ・退職共済年金については、一元化後、厚生年金保険法の在職支給停止に係る規定を用いて、在職支給停止を行うこととなる。（法律事項）

- ・その際、厚生年金に相当する部分（2階部分）について厚生年金と合算して在職支給停止の計算を行うことや一定の場合における配慮措置の適用、その他技術的な読替えについて、手当てを講じる。

- ・退職共済年金の職域部分に係る在職支給停止については、現行と同じ以下の取扱いとする。

組合員である場合：在職支給停止の計算に含めないこととし、全額停止

それ以外の場合：在職支給停止の計算に含めないこととし、全額支給

※旧職域部分（未裁定者）に係る整理と同じ。

・なお、障害共済年金については、これまで退職共済年金と同様の在職支給停止が行われてきたところであるが、障害厚生年金の取扱いに合わせ、職域部分を除き全額支給することとなる。（法律事項）

- ・障害共済年金の職域部分に係る在職支給停止については、退職共済年金の職域部分に係る取扱いと同様、組合員であれば全額停止、それ以外であれば全額支給とする。

#### 1（1）ホ 追加費用期間を有する者（一元化後の新規裁定者）に係る年金額の削減

・追加費用期間を有する者に係る年金については、一元化法施行後において、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば、老齢厚生年金（障害厚生年金、遺族厚生年金）として算定されることとなる額を、退職共済年金（障害共済年金、遺族共済年金）として、支給することとなる。（法律事項）

- ・年金額の削減に関しては、既に平成 25 年 8 月に施行されている既裁定共済年金の減額と同じルールにより削減を行う。

#### 1（1）へ 経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用

- ・一元化後に組合等が運用することとなる経過的長期給付組合積立金等（既裁定者の職域相当部分及び旧職域部分（未裁定者）の給付に充てるべきもの）について、その運用方法を政令で定めるもの。

- ・政令においては、厚生年金保険給付組合積立金等及び退職等年金給付組合積立金等に係る規定を準用することにより、運用対象について合わせることとする。